

再生可能エネルギー火力発電研究会  
運営要領

2016年10月31日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本研究会は、再生可能エネルギー火力発電研究会（英文名：Society of Renewable Energy Combined Fossil Power System）と称する。

(目的)

第2条 本研究会は、再生可能エネルギーを利用した火力発電に関する調査、研究、情報発信を行い、再生可能エネルギー火力発電の実現と発展に寄与することを目的とする。

(事業年度)

第3条 本研究会は、平成28年11月28日に始まり、平成29年3月31日に終わる。

第2章 組織

(会員又は参加者)

第4条 会員は、正会員、準会員、賛助会員及び学術会員とし、参加者は正参加者と準参加者とする。

2. 各会員の区分は下記の通りとする。

- a. 正会員（一般法人正会員（又は正参加者））：本研究会の総会、委員会（狭義の「研究会」）、発表会及び成果報告書の全てに参加及び資料入手ができる。
- b. 準会員（一般法人準会員（又は準参加者））：本研究会の総会、発表会及び成果報告書に参加及び資料入手ができる。
- c. 賛助会員（当所既存賛助会員）：正会員又は準会員（又は参加者）希望区分に対応して、会議への参加及び資料入手ができる。
- d. 学術会員（個人含む）：本研究会の総会、委員会（狭義の「研究会」）、発表会及び成果報告書の全てに参加及び資料入手ができる

(役員)

第5条 本研究会に次の役員を置く。

会長 1名

幹事 若干名

2. 役員は、会員の中から総会において選任し、その任期は就任の日から当該年度末まで

とする。但し、再任を妨げない。

(事務局)

第6条 事務局は、一般財団法人エネルギー総合工学研究所とし、本研究会の運営に関する一切の事務を執り行う。

### 第3章 運営

(活動)

第7条 本研究会は、主として再生可能エネルギー火力発電に関する次の活動を行う。

- a. 調査・研究\*
- b. 会員に対する情報提供
- c. 会員同士の交流
- d. 社会に対する情報発信
- e. 政府への提言等

(総会および研究会)

第8条 総会は、各会員の代表者1名を以って構成する。

2. 総会は、原則として事業年度に1回開催する。但し、会長が必要と認めた場合も開催できる。

3. 総会は、次の事項を審議決定する。

- a. 年間活動計画
- b. 決算報告
- c. 役員を選任
- d. 運営要領等の制定・改廃
- e. その他必要事項

4. 総会会員による技術的情報交換の場として、研究会を設置する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事及び事務局で構成する。

2. 幹事会は、幹事又は事務局が必要と認めた場合に開催する。

3. 幹事会は、次の事項を審議する。

- a. 活動の企画
- b. 新規入会の諾否
- c. 総会での付議事項等

(会費 (又は参加費))

第10条 会員 (又は参加者) は、本研究会の目的に賛同して入会する法人又は学会員とする。会員 (又は参加者) は、会費 (年会費) (又は参加費) (消費税含む) を納入して頂くものとする。

本研究会の発足後、新規に入会 (又は参加) を希望する法人については、会長および幹事会にて可否を検討する。

- a. 正会員 (一般法人正会員) (又は研究会正参加者) \*<sup>1</sup> : 30 万円/年
- b. 準会員 (一般法人準会員) (又は研究会準参加者) \*<sup>2</sup> : 正会員の 1/2
- c. 賛助会員 (当所既存賛助会員) \*<sup>3</sup> : 上記の正会員又は準会員参加に対応し、その 1/2
- d. 学会員 (個人含む) : 1 万円/年
- e. 関係官庁、自治体、及び有識者については、会長および幹事会の合意に基づきオブザーバ参加 (会費・参加費無料) をお願いする場合がある。

\* 1 : 本研究会の総会、委員会 (狭義の「研究会」)、発表会及び成果報告書の全てに参加及び資料入手ができる。

\* 2 : 本研究会の総会、発表会及び成果報告書に参加及び資料入手ができる。

\* 3 : 正会員又は準会員 (或いは研究会正又は準参加者) に対応して、会議への参加及び資料入手ができる。

2. 会費の支払いは、入会時 (又は参加時) 及び会員 (又は参加者) 継続時とする。なお、事務局は、原則として事業年度が始まる前に、会員 (又は参加者) に対して会費 (又は参加費) の請求書を送付する。

(入会 (又は参加) 手続き)

第11条 入会 (又は参加) を希望する法人及び個人 (以下、入会希望者という。) は、次の手続きを経て入会する。

- ① 入会 (又は参加) 希望者は、所定の入会 (又は参加) 申込書を事務局に届け出る。
- ② 幹事会において、入会 (又は参加) の可否を決定する。但し、申込みから幹事会開催までの間、会長が入会 (又は参加) の可否を仮決定することができる。
- ③ 入会 (又は参加) 希望者は、事務局からの承諾通知を得た後、第10条に定める金額を支払う。なお、年度の途中で入会 (又は参加) する場合についても、第10条に定める金額を支払うこととする。

(退会)

第12条 会員が退会する場合は、予め本研究会にその旨を書面 (Eメールを含む) で通知する。なお、年度途中で退会した場合、当該年度に支払った会費は返却しない。

#### 第4章 雑則

(細則)

第13条 この要領に定めのない事項が生じた場合は、会長及び事務局で協議して対応を決定する。

付則（平成28年10月28日）

(施行日)

1. この要領は、平成28年10月28日から実施する。